第１章　計画策定にあたって

１．計画策定の趣旨

我が国では現在、少子化により総人口が減少する一方、平均寿命の伸長により高齢者が増加の一途をたどっています。加えて、価値観やライフスタイルの変化・多様化により、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化など、家族を含む他者との関わり方が変わり、孤立死や自殺、虐待、家庭内暴力、ひきこもり、子育て不安など、生活課題・福祉課題が多様化・複雑化しています。

一方で、福祉分野で活躍する従事者の成り手不足や、地域福祉分野において活躍が期待され、担い手となるような地域住民の次世代の育成が困難な状況にあります。このように、「支える側」の減少と「支えられる側」の増加、さらには課題の多様化・複雑化が進んでいる現状においては、「支える側」の力に頼るだけでは課題の解決が困難です。地域住民や関係団体、行政などが協力し、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、住民一人ひとりが支え合うことが大切です。

国は、高齢者や障がいのある人、子どもなどすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を提唱しました。さらに、「地域共生社会」の実現に向けて平成 29 年に社会福祉法を改正し、「地域福祉計画」を福祉の各分野の上位計画として位置付けるとともに、策定を努力義務とするなど、地域福祉の重要性を改めて示したところです。

このような状況を踏まえ、「地域福祉計画・地域福祉活動計画」では、町と社会福祉協議会の連携だけでなく、事業所、関係機関、住民などと協力しながら、大津町の地域福祉の推進を図っていきます。

２．計画策定にあたって

（１）地域福祉とは

地域福祉とは、身近な地域の中で、誰もが安心して暮らせるようにするために、地域の福祉資源（施設や人材など）を活用し、地域の状況・課題に応じて、地域で工夫し支え合う地域づくりのことです。

自らが行うことや家族・親族で助け合う「自助」、地域で支え合う「互助」、社会保険のような制度化された相互扶助である「共助」、「自助・互助・共助」では補えない社会保障制度である「公助」があり、それぞれを充実させるとともに、それぞれがお互いに補い合うことにより推進していく必要があります。そのためにも、公的な福祉制度と地域の支え合い、健康、生きがい、防犯・防災、外出支援、社会参加、地域貢献、世代間の交流、教育・文化、産業、人権の推進、生活環境整備などの幅広い分野と関連し、町、社会福祉協議会、関連事業所、地域住民などがそれぞれの役割を認識し、補い合い推進していくことが重要です。

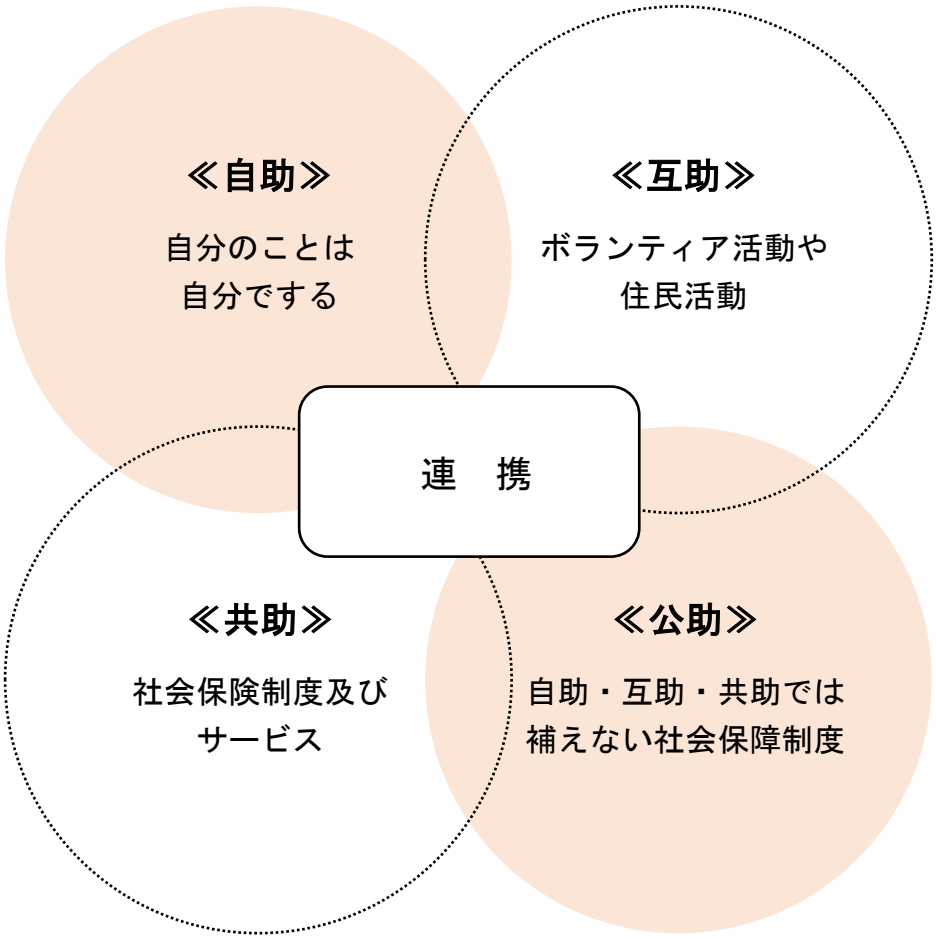

（２）計画の目的と位置づけ

平成 21 年度～26 年度の６年間を計画期間とする「第１期地域福祉計画・地域福祉活動計画」の実践を踏まえ、町と社会福祉協議会では、平成 27 年度～平成 31 年度までを計画期間とする「第２期地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。

計画策定から５年を経過し、地域での現状を反映し計画の見直しを行います。

近年の、国および社会の動向として、平成 28 年には子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も全ての人々が、地域の困りごとを「我が事・丸ごと」と捉え、住み慣れた地域で、生きがいをもって暮らし、共に支え合う「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが始まりました。

また、平成２９年の社会福祉法改正により、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を定めることとなりました。そのため、この計画は福祉関連計画の上位計画として、地域福祉の視点から横断的・総合的に定めるものです。なおこの計画では、地域福祉推進の方向性などを示すこととしており、各分野における施策は、それぞれの計画に基づき進めていくこととします。

社会福祉法改正（第 107 条）（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という）を策定するよう努めるものとする。

（１）地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

（２）地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

（３）地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

（４）地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（５）前条第１項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

２　市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

３　市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（３）「地域共生社会」の実現に向けて

超少子高齢、人口減少社会を背景とした社会・経済の存続が危惧される中、既存の高齢者介護や障がい者福祉サービスのあり方を大きく見直そうと、厚生労働省を主導に掲げられたのが「地域共生社会」の実現です。病気や障がいの有無に関わらず誰もが安心して暮らし続ける社会の創造を基本理念とし、住民一人一人の助け合いや課題解決を推進するための新しい枠組みが導入されます。

厚生労働省が目指す地域共生社会では、医療・介護・障がい福祉制度ごとに「縦割り」で整備された公的な支援体制を見直し、個人や世帯が抱える問題に包括的に対応する（＝「丸ごと」）支援体制へ転換することを掲げています。

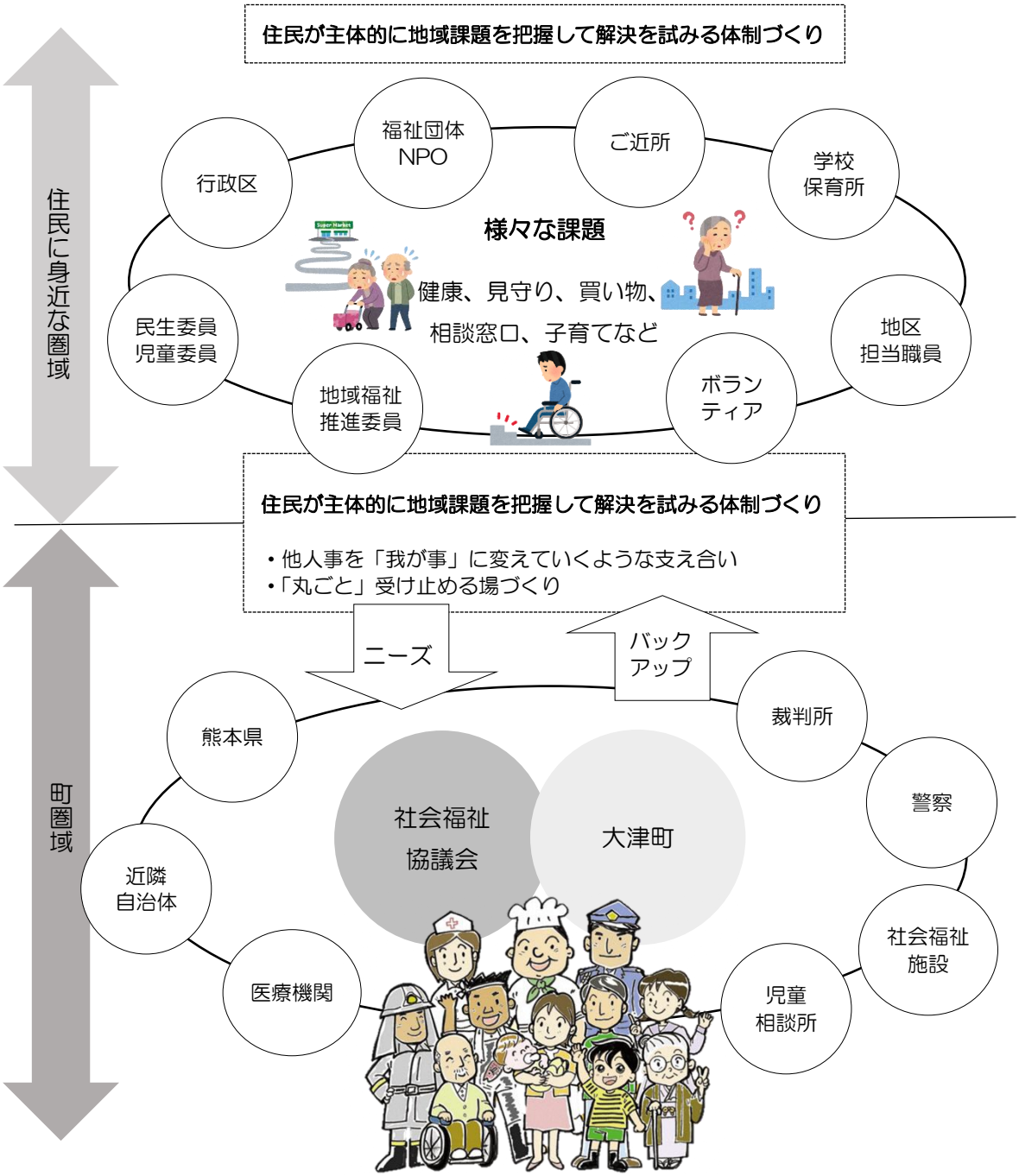

３．地域福祉計画・地域福祉活動計画の役割と他計画との関連

（１）地域福祉計画と地域福祉活動計画について

地域福祉計画は、町が地域住民などの連携に関する施策を盛り込んで作成したものです。それに対し、地域福祉活動計画は、地域住民などの中でも中心的な団体としての役割を担う社会福祉協議会が、その地域住民などとの活動に関する計画を作成したものです。

地域住民などの連携に関する施策「地域福祉計画」と地域住民などの活動に関する計画「地域福祉活動計画」は、同じ方向性で考えて動く必要があるため、一体的に策定します。

地域福祉計画 町が取り組む計画	一体的に策定	**地域福祉活動計画** 社会福祉協議会が取り組む計画
○地域福祉計画について （社会福祉法第 107 条　市町村地域福祉計画） 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。 １　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 ２　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項 ３　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項 ４　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項 ５　前条第１項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項		○地域福祉活動計画について （全国社会福祉協議会地域福祉活動計画策定指針） 社会福祉協議会が呼びかけ、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画。 ※社会福祉協議会の位置づけ 社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条により、「区域内において地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であり、次の事業をする」（要約） １　社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 ２　社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 ３　社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 ４　前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 ⇒地域住民や事業所・団体などの中で、地域福祉を推進するにあたり中心的な役割を社会福祉協議会が担っている。

（２）他計画との関連

本計画は、福祉に関する総合的な計画であるため、個別の福祉関連計画を地域福祉の視点でつなぐ役割を持ちます。また、幅広い分野にかかわることから、他の計画とも密接であり、各種調整・連携を行いながら計画を策定する必要があります。

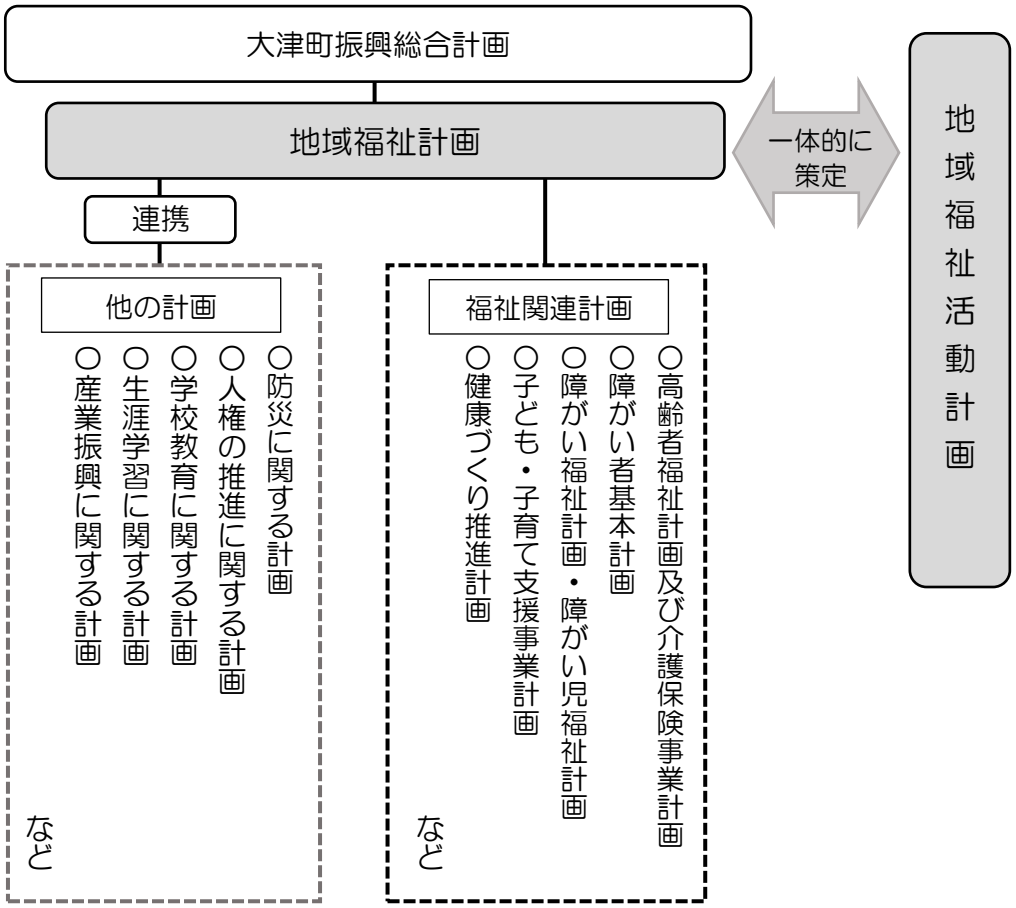

４．計画期間

本計画は、令和２年度から５年間を計画期間とし、高齢者、障がい者、子どもなどの福祉の各分野における施策を横断的・総合的に展開していくこととしています。

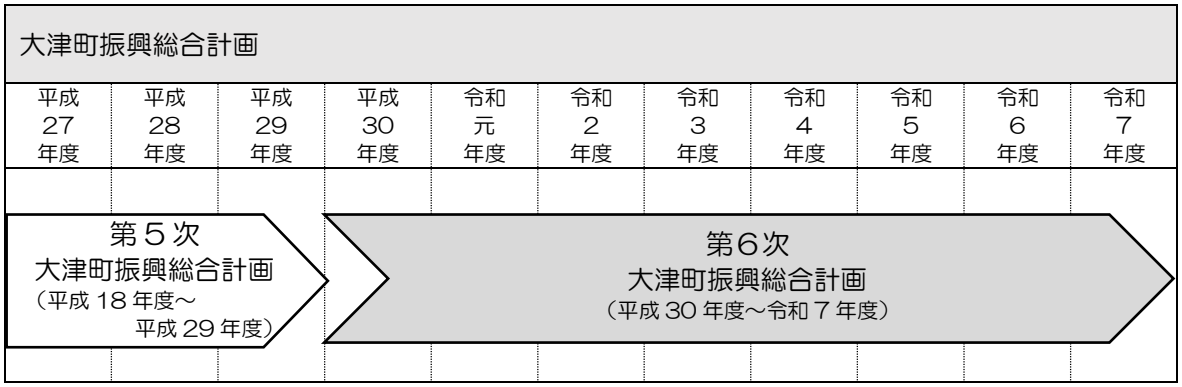

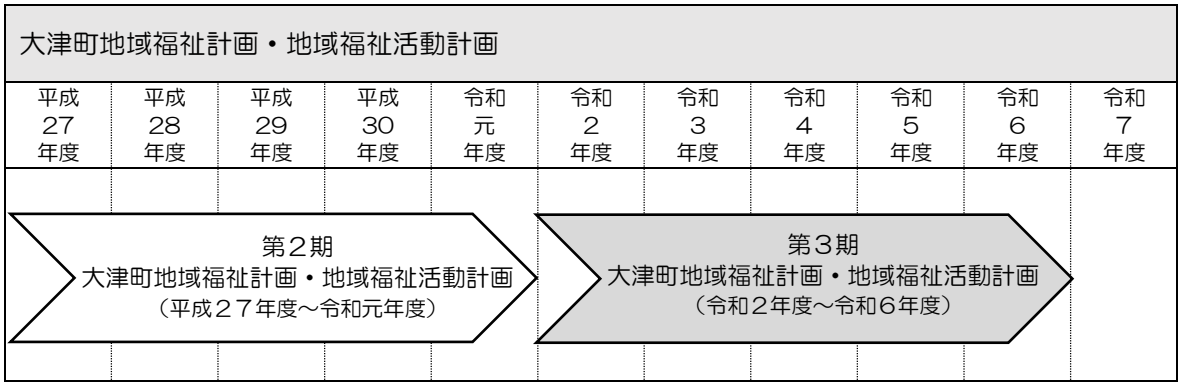

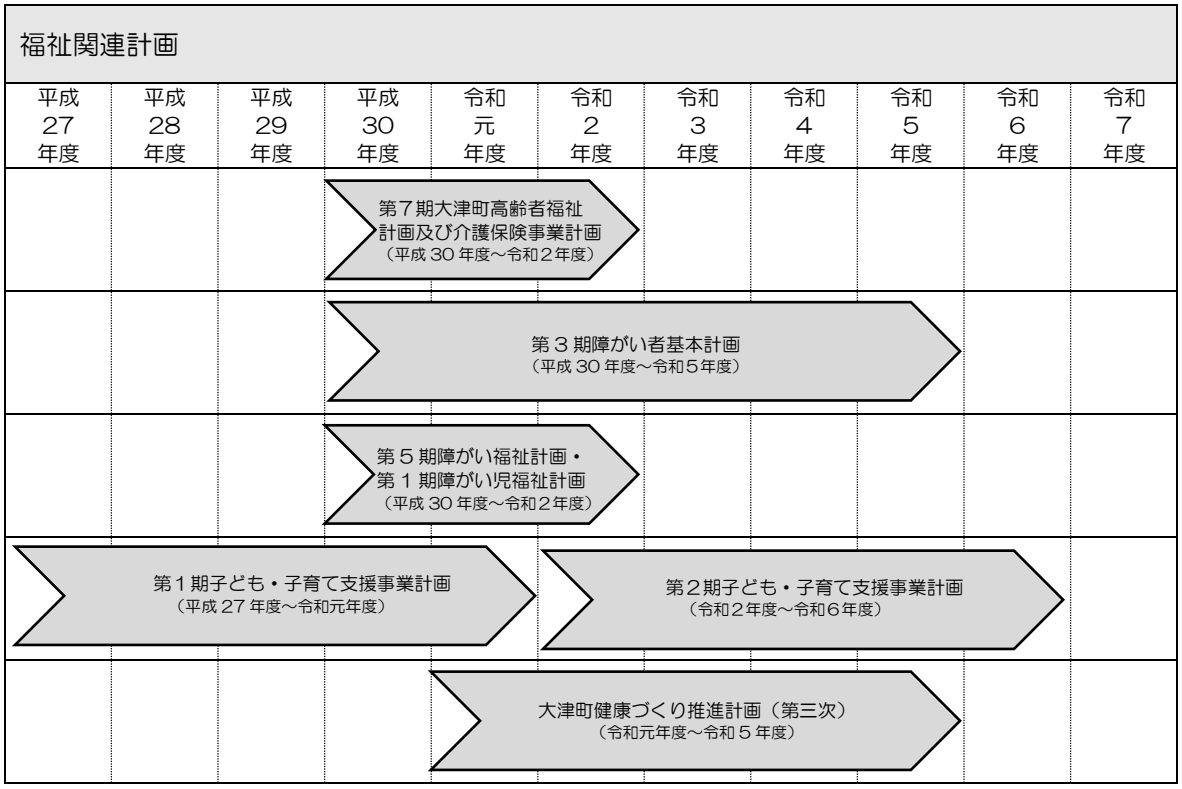

５．計画の策定体制

計画の策定にあたっては、住民参画の視点を重視し、様々な手法で住民の意識、意見、提案などを把握することに努めました。

（１）大津町地域福祉計画策定委員会

学識経験者、福祉関係団体の関係者、住民の代表、行政関係職員などで構成した、大津町地域福祉計画策定委員会を設置し、計画策定に関し検討を行いました。

令和元年度第１回策定委員会の様子

（２）まちづくり懇談会

地域の意見を計画に反映することを目的に、小学校区ごとに「まちづくり懇談会」を開催しました。「地域の課題」を自助・互助・共助・公助による取り組みに分け、地域で何ができるのか、何が必要かを協議してもらいました。

令和元年度第１回まちづくり懇談会の様子

（３）住民アンケート調査

住民の意見を計画に反映することを目的に、令和元年８月に住民 3,000 人に対してアンケート調査を実施しました。現在の福祉に対する満足度、今後期待される施策などの意見をいただきました。

（４）福祉関連事業所への意見聴取

福祉に直接携わる現場の意見を聴取するために、町内の福祉関連事業所（高齢者、障がい者、子ども）７１ヵ所に対して意見聴取を実施しました。現在の課題や、今後の必要な施策などの意見をいただきました。

（５）第２期大津町地域福祉計画・地域福祉活動計画の関係各課による事業評価

第２期計画の施策実施状況について、町の関係各課および社会福祉協議会による評価を行いました。

また、現在の課題や今後の必要な施策について協議を行いました。

（６）パブリックコメント

本計画は、令和２年１月２７日～令和２年２月２１日までの期間中、パブリックコメントを実施しました。